

特定健康診査の外部委託に関する調書

「特定健康診査の外部委託に関する基準」(平成 25 年厚生労働省告示第 92 号) を項目別に記載しています。該当する場合は○を、該当しない場合は×を記入してください。

1 人員に関する基準

1	特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。	
2	常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務※の管理を行う者）が置かれていること。 ただし、事務の管理上支障がない場合は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。	
	※ 施設管理や人事管理、会計管理を想定しているので、必ずしも医師である必要はない。	

2 施設、設備等に関する基準

1	特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。	
2	検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。	
3	救急時における応急処置のための体制が整っていること。	
4	健康増進法第 25 条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。	

3 精度管理に関する基準

1	特定健康診査の項目について内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。	
2	外部精度管理を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。	
3	特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。	
4	検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において、以上の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。	

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

1	特定健康診査に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。	
2	特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるよう	

	にすること。	
3	特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。	
4	高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。	
5	個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	
6	保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理を徹底すること。	
7	特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。	

5 運営等に関する基準

1	特定健康診査の受診が容易になるよう、土・日・祝日・夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。	
2	保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。	
3	特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	
4	特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。	
5	保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。	
6	<p>運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間 エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額 オ 事業の実施地域 カ 緊急時における対応 キ その他運営に関する重要な事項 	
7	特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。	

8	特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。	
9	虚偽又は誇大な広告を行わないこと。	
10	特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。	
11	従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。	

上記のとおり、平成 25 年厚生労働省告示第 92 号の「第 1 特定健康診査の外部委託に関する基準」を全て満たしています。

所 在 地
名 称
代 表 者 名